#### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1円以上とし、年1回以上 定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れ るものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者 財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主 を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの 残高を6か月に1回以上通知します。

## 2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

## 3. (自動継続等)

- (1) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする 複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金を まとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続し ます。
- (3) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

# 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以降に支払います。
- (2)満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日は、前項に準じて、預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 本条第2項または第3項による満期日の指定がない 場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 本条第2項または第3項により定められた満期日 以降に解約されないまま1か月を経過するか、または その間に最長預入期限が到来したときは、同項による 満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期 限に自動継続として取扱います。

# 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時) に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日) の前日までの預入期間に応じた利率によって、1年複 利の方法で計算します。
- ① 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率

- ② 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率 (以下「2年以上利率」といいます。)
- (2)継続後の預金の利息についても、前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息はあらかじめ指定された方法 によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に 組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合、または継続を停止した場合の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当金庫が第8条第3項および第5項の規定により 満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日まで の日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法 により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

# 6. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第8条第5項各号いずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 7. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、 預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリ ング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への 抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認め る場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

# 8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、債権保全の必要があるときその他当金 庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認め たときは、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫 所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、 この「財産形成期日指定定期預金契約の証」(以下「契 約の証」といいます。)とともに当店へ提出してくだ さい。

この解約の手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) この預金は、解約する預金口座を指定せずに、預金 残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の 金額で、払戻請求することができます。

この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載 の金額に達するまで、次によりこの預金を解約します。

- ① 複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日からの日数が同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (4) 前項において最後に解約することとなった預金は、 次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の 金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1 万円以上の場合は、次の金額。
  - A. その金額にかかる払戻請求額が 1 万円未満の 場合は、1 万円。
  - B. その金額にかかる払戻請求額が 1 万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (5)前3項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の 申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる 関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認め られる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る

- 目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜 を供与するなどの関与をしていると認められる関 係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力 団員等と社会的に非難されるべき関係を有する
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか 一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他本号AからDに準ずる行為

#### 9. (退職時等の取扱い)

- (1) 退職時の理由が生じた日(以下「退職等の日」といいます。)において、預入日(継続したときは最後の継続日)から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず退職等の日の1年後の応答日に最長預入期限が到来するものとします。
- (2) 退職等の日以後、最長預入期限(前項で定める最長 預入期限を含みます。) における自動継続を停止しま す。

# 10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この預金の契約の証や印章を失ったとき、または 印章、名称、住所のほか職業、事業の内容、国籍、 在留資格、在留期間、取引目的等の法令等にもとづき 当金庫が確認した届出事項に変更があったときは、 直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てくだ さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫 は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の 元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫 所定の手続をした後に行います。この場合、相当の 期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この預金の契約の証を再発行する場合には、当金庫 所定の手数料をいただきます。

# 11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任が なされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の 氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている

場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合 にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を 届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないもの と認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害に ついては、当金庫は責任を負いません。

## 13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に 預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金 庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り 当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺 することができます。なお、この預金に、預金者の当 金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の 当金庫に対する債務で預金者が保証人となっている ものを担保するために質権等の担保権が設定されて いる場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の 債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、 契約の証は届出印を押印して直ちに当店に提出して ください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には 当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する 債務である場合には預金者の保証債務から相殺され るものとします。

- ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる おそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、 担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定する ことができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、 次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺 通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は 約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の 計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達 した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによる ものとします。また、借入金等を期限前弁済すること

- により発生する損害金等の取扱いについては当金庫 の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場について は、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしま す。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前 弁済等の手続について別の定めがあるときには、その 定めによるものとします。ただし、借入金の期限前 弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限が ある場合においても相殺することができるものとし ます。

## 15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当 の方法で周知することにより、変更できるものとしま
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

# 瀧野川信用金庫

(2020年3月1日現在)